

# クーリング・オフをメールなどで通知する場合

## ① 販売会社にメールや SNS でクーリング・オフを通知する

- メールの送付先が指定されている場合はそのアドレス宛てに、分からない場合は販売会社の代表メールアドレス宛てに、「契約を解除する」旨を明記し、既払い金の返金、商品の引き取りなどを求める内容のメールを送ります。
- 会社によっては、自社のウェブサイトにてクーリング・オフ専用フォームを設けているところもあり、その場合はそれに従って必要事項を入力して送ります。

## ② クレジット会社にも通知する

- クレジット会社が設けているクーリング・オフ専用フォームに必要事項を入力して送ります。もし専用フォームがない場合は、左図を参考にクレジット会社の代表メールアドレス宛てに送ります。

宛先: ×××○○@○△×.co.jp

件名: クーリング・オフ

○×△株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○年 ○月 ○日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○円

販売会社 ○×△株式会社  
○○営業所  
担当 △△氏

支払った代金○○○○○円を速やかに返金し、商品を引き取ってください。

○○年○月○日

住所 ○○県○○市○○町○丁目×-△  
氏名 ○○ △△

- 販売会社が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、購入品名、契約金額、契約者名など)をみれなく書きましょう。
- クーリング・オフは通知を発信した日付で効力が発揮されるため、メールを送る日付を必ず記載します。

## ③ 通知内容と発信日が分かるデータを保存する

- 送信済みメールはもちろん、メールの送信記録画面のスクリーンショット、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームであれば画面のスクリーンショットなど、通知内容と通知した日付がわかるデータを5年間保存します。